

地域密着型サービス事業所の指定について

●新規指定 看護小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ草津

(看護小規模多機能型居宅介護)

1. 事業所の概要

指定対象となる事業所	看護小規模多機能型居宅介護事業所なでしこ草津
事業所所在地	草津市西渋川二丁目9番48-11号
指定申請者	栗東市大橋二丁目4番1号 社会福祉法人恩賜財団済生会支部滋賀県済生会 支部長 山田 光二
併設事業所	定期巡回・随時対応型訪問介護看護、訪問看護、訪問介護

2. 事業の目的・運営方針等について

事業の目的	事業所の看護職員又は介護職員が、医療ニーズの高い要介護者に対応するため、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて訪問看護を提供することにより、在宅生活の継続を支援することを目的とする。
運営方針	<p>① この事業所が実施する事業は、要介護者の居宅及び事業所において家庭的な環境と地域住民と交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持又は向上を目指す。</p> <p>② 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は、要介護状態とならないことの予防に資するよう、療養上の目標を設定し、サービスを計画的に行う。</p> <p>③ 「草津市人権擁護に関する条例」(平成8年7月1日草津市条例第12号)の趣旨にのっとり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に沿ったサービスの提供に努める。</p> <p>④ 事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、地域の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。</p> <p>⑤ サービスの提供の終了に関しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うと共に、主治医及び地域包括支援センターへ情報提供を行う。</p>

	⑥ 「草津市指定地域密着型サービス事業の人員、設備および運営に関する基準等を定める条例」(平成25年3月29日草津市条例第10号)の内容を遵守し、事業を実施するものとする。	
サービスの内容	通いサービス	事業所において、食事や排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。また、看護サービスを提供し心身の機能の維持回復を図る。
	訪問サービス	利用者の自宅において、食事や排せつ等の日常生活の世話や機能訓練を行う。また、看護サービスを提供し心身の機能の維持回復を図る。
	宿泊サービス	事業所に宿泊し、食事や排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。また、看護サービスを提供し心身の機能の維持回復を図る。
営業日および営業時間	営業日	毎日(年中無休)
	営業時間	8時30分から17時15分までとする。
	サービス提供時間帯	通いサービス 9時30分～16時30分 訪問サービス 24時間 宿泊サービス 16時30分～9時30分
利用定員	29人(通いサービス18人、宿泊サービス9人)	

3. 草津市条例と申請された計画との比較

①人員に関する基準

		草津市条例における基準	看護小規模多機能型居宅介護事業所 なでしこ草津	適否
人員基準	日中	【通いサービス】 常勤換算方法で利用者3人に対し1人 ※1以上は保健師、看護師または准看護師	通いサービス定員18人に対し、 常勤換算で介護職員6人以上 1以上は看護師	○
		【訪問サービス】 常勤換算方法で2人以上 ※1以上は保健師、看護師または准看護師	介護職員3人以上 1以上は看護師	○
	夜間	【夜勤職員】 時間帯を通じて1以上	※宿泊サービスの利用者がいない場合、 訪問サービス	介護職員 時間帯を通じて1以上配置

	<p>【宿直職員】 時間帯を通じて必要数以上</p>	<p>のための連絡体制を整備していれば、夜間・深夜に勤務する従業者の配置は不要。</p>		
	<p>【看護職員】 常勤換算方法で2.5人以上 ※1以上は常勤の保健師又は看護師（訪問看護事業所と一体的な運営をしている場合には、兼務を認める）</p>		<p>常勤換算方法で4.0人 常勤の看護師3人</p>	○
	<p>【介護支援専門員】 居宅サービス計画・看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専従 ※要研修修了、非常勤可、管理者との兼務可、支障がない場合は、事業所・併設施設等の他の職務に従事可能。</p>		<p>常勤1人 看護職員を兼務</p>	○
	<p>【管理者】 専従かつ常勤 次のいずれかに該当 a. 3年以上認知症である者の介護経験を有し研修を修了した者 b. 保健師または看護師 ※管理上支障がない場合は、事業所・併設施設等の職務に従事可能。</p>		<p>常勤1人 看護職員を兼務</p>	○
	<p>【代表者】 ① 特別養護老人ホーム等で認知症の人の介護経験者 ② 保健医療サービス・福祉サービスの経営経験者 ③ 保健師または看護師のいずれかの要件に該当する者 ※①②は要研修修了者</p>		<p>看護師</p>	○

②設備・備品等に関する基準

	草津市条例における基準	看護小規模多機能型居宅介護事業所 なでしこ草津	適否
定員	登録定員 29人以下	登録定員 29人	○
	通いサービス利用定員 登録定員の1/2～15人まで ※登録定員が25人を超える場合は、下記の利用定員まで	通いサービス利用定員 18人	
	登録定員 利用定員		
	26人、27人 16人		
	28人 17人		
29人 18人			
宿泊サービス利用定員 通いサービスの利用定員の3/1～9人まで	宿泊サービス利用定員 9人		
設備・備品等	居間・食堂 適当な広さを有すること。 ※通いサービスの利用定員が15人を超える事業所では、合計面積が利用者の処遇に支障がない広さ（1人あたり3㎡以上）を確保すること。	78.82㎡	○
	宿泊室 個室の定員：1人（必要と認められる場合は2人） 個室の床面積：7.43㎡（病院・診療所である事業所は6.4㎡以上で定員1人） ※個室以外の宿泊室を設ける場合 合計面積（個室以外）が概ね7.43㎡×（宿泊サービス利用定員-個室の定員数）以上で、なおかつプライバシーが確保された構造（プライバシーが確保された居間を面積に算入可）	個室の定員1人 個室の床面積7.45㎡×7室 8.32㎡×2室	○

備品 居間や食堂等、非常災害に際して必要な設備、その他看護小規模多機能多型居宅介護の提供に必要な備品を備えること。	・設備されている。 消火器、誘導灯、スプリンクラーの設置等	○
--	----------------------------------	---

③運営に関する基準

	草津市条例における基準	看護小規模多機能型居宅介護事業所 なでしこ草津	適否
1	運営規定の作成	作成済	○
2	重要事項説明書の作成	作成済	○
3	事業の目的及び運営の方針	運営規定第1条および第2条に規定	○
4	従業者の職種、員数及び職務の内容	運営規定第4条に規定 重要事項説明書P2およびP3に規定	○
5	営業日及び営業時間	運営規定第5条に規定 重要事項説明書P1に規定	○
5	利用定員	運営規定第6条に規定 重要事項説明書P1に規定	○
6	介護の内容及び利用料等	運営規定第7条および第9条に規定 重要事項説明書P2からP4に規定	○
7	通常の事業の実施地域	運営規定第10条に規定 重要事項説明書P1に規定	○
8	サービス利用に当たっての留意事項	運営規定第11条に規定 重要事項説明書P4からP6に規定	○
9	緊急時における対応方法	運営規定第13条に規定 重要事項説明書P7に規定	○
10	非常災害対策	運営規定第12条に規定 重要事項説明書P8に規定	○
11	衛生管理等	運営規定第17条に規定 重要事項説明書P8に規定	○
12	事故発生時の対応	重要事項説明書P8に規定	○
13	地域との連携等 (運営推進会議の設置)	運営規定第18条に規定	○
14	記録の整備	運営規定第19条に規定	○
15	苦情処理	運営規定第16条に規定	○
16	秘密保持等	運営規定第14条に規定	○

